平成２７年（フ）第２７号
広島市西区南観音町21番22―102号
債務者　松本千鶴子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
福岡県飯塚市横田343番地
債務者　大谷千登世
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
大分市大字政所2313番地の１　Ｒ59番館106
債務者　藤野　恭平
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
北海道小樽市花園３丁目11番12号、前住所札幌市中央区南４条西10丁目1003番地４　アヴィータ410―202号
債務者　池田　聡実（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４号
北海道余市郡余市町大川町６丁目93番地、前住所北海道余市郡余市町黒川町13丁目11番地17
債務者　照井　一生
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９５号
福島市宮下町13番26号
債務者　葉室　茂幸
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
福島市大森字堂ノ前４番地の３
債務者　髙野　末治
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
福島市大森字堂ノ前４番地の３
債務者　髙野　圭子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３９０号
金沢市鱗町81番地１　ライラックガーデン鱗町505号
債務者　零の館こと　中村　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
長野県大町市平8040番地629
債務者　下斗米大介（旧姓糸村）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４号
長野県安曇野市穂高8147番地６
債務者　西澤　正子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２７号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目２番11―303号
債務者　白岩由美子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１０号
宮崎市永楽町139　レオパレスラビホワ23―203号、住民票上の住所京都市右京区西京極畔勝町63番地14　友禅ハイツ313号室
債務者　長岡　辰久
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２１号
宮崎市中村東１丁目４―31　リッチハイツ大淀505、住民票上の住所宮崎市高岡町花見1386番地
債務者　田邊　賢士
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８号
宮崎市末広２丁目２番33号　シティハイムサン末広202号
債務者　近藤　大志
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町19番７号
債務者　白谷　大輔
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町19番７号
債務者　白谷　里子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係